

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第7号

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部を改正する条例

野田市人権・男女共同参画推進審議会条例（令和6年野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（組織に関する特例）」を付し、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、第3条中「33人」とあるのは「34人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。